

学生生活における諸注意

■ハラスメントについて

・ハラスメントとは

生活の様々な場面で起こる『嫌がらせ、いじめ』を言います。

その種類は様々ですが、他者に対する発言・言動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えることを指します。相手がどのように感じ、考えるかは個人によって違うということを、充分認識して行動しましょう。

なお、ハラスメントの程度が著しい場合、例えばセクシュアル・ハラスメントの行為がストーカー防止法や刑法（強制わいせつ等）に及ぶ場合などは、法律に基づき罰せられます。

・ハラスメントの被害を受けた場合は、声をあげることが大切

加害者がたとえ先生・職員や先輩であっても勇気を持って言葉と態度で「ノー」というメッセージを伝えましょう。

・自分を責めない

被害にあっても、あなたが悪いのではありません。悪いのは加害者です。自分を責める必要はありません。

・なるべく記録を残す

被害にあった場合は、「いつ・どこで・だれから・どのようなことをされたか」を記録しておきましょう。

・見かけたときは

就学・課外活動・研究といった諸活動において、弱い立場の人が存在するキャンパスでは、ハラスメントは起こり得る問題です。周囲にハラスメントにあっている人がいたら助けてあげましょう。

・相談する

被害にあった場合はあなたが信頼できる誰か、もしくは相談員にすみやかに相談しましょう。相談員は、あなたのプライバシーを堅く守りますので、安心して相談してください。

※ 相談員や、相談の仕方については、大学ホームページ「学生生活」→「学生サポート」→「ハラスメントについて」をご確認ください。



■SNSの利用における注意点について

・SNSとは

Facebook、LINE、Twitter、Instagramなどの、インターネットを利用したコミュニケーションツールを指します。

・発信した内容には責任が発生する

SNSに投稿した内容の責任は、投稿したあなた自身が負うことになります。投稿する前に、その内容に誤りがないことを確認しましょう。情報を転送・シェア・リンクする際も同じです。誤った情報を公開してしまった時には、そのことをただちに認め、早急に訂正しましょう。

・どんな投稿でもリスクの確認を

氏名・顔写真・住所等、どんな些細な個人情報についても、投稿前に十分に検討しましょう。一度投稿した内容は他人に保存・引用・拡散されるなどして完全には削除できないこと、あなたや友人、家族の個人情報が第三者に保存され、将来にわたり人物情報として利用される恐れがあることを認識してください。

・懲戒や法的処罰を受ける可能性がある

SNSへの投稿が犯罪行為や人権を侵害する行為、その他学生の本分に著しく反する行為があった場合には本学の規定に基づき懲戒処分となるほか、法律に基づき罰せられます。



■アルバイトにおける不適切な行動について

・バイトテロ

「バイトテロ」とは、飲食店やコンビニエンスストア等で働くアルバイト従業員が店内で不適切な行為を行い、その様子を撮影した画像や動画が SNS 上に投稿された結果、不適切行為だと指摘され炎上する現象を指す造語です。

・社会人としての責任

社会人の行動には大きな責任が伴いますが、この点はアルバイト中の学生であっても変わりありません。そのため、学生同士であれば笑い話で済むような悪ふざけも、社会人のとった行動として見た場合には、悪質極まりない、決して許されない行為となります。

・周囲への影響

「バイトテロ」としてネット上で炎上してしまうと、アルバイト先の会社に大きな損害が生じることになります。また、炎上が始まるとその過程で個人が特定されるケースが多く、一旦ネット上に個人情報が掲載されると削除が難しいことから、将来長きにわたって悪影響を及ぼすことになります。さらに、個人情報が拡散することで、家族や同級生など広範囲にわたって影響を及ぼすことも忘れてはなりません。



・懲戒や法的処罰を受ける可能性がある

当然のこととして、アルバイト中の不適切行為が発覚した場合、学生の本分に反する行為があったとして本学の規定に基づき懲戒処分となることがあるほか、アルバイト先の店舗・企業に多額の損害賠償を請求されることがあります。

■スケートボードの滑走について

・学内でのスケートボードの滑走は禁止

事故防止や安全対策の観点から、学内では、指定された場所以外でのスケートボードの利用を禁止しています。※スケートボードサークル加入者が指定の場所で行うことは許可しています。

・施設損傷、周囲へ危害を加える恐れがある

スケートボードの利用によって、路面のタイルや施設を損傷する恐れがあります。また、スケートボードは、滑走している本人は楽しくても、周りの人間はぶつかってくるのではないかと不安に感じます。もし滑走中に人や車と衝突してしまったら、自分自身がケガをする可能性があるだけでなく、無関係の第三者を巻き込み、危害を加えることになります。

・学外での滑走について

学外においても、学園大通りのような交通量の多い道路や歩道上をスケートボードで滑走する行為は、道路交通法により禁止されています。

■学内禁煙について

・大学等「敷地内禁煙」は法律によって定められている

令和元年7月1日の「健康増進法」の改正で、「望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮する」義務が規定され、大学等が原則、敷地内禁煙になりました。

この点を踏まえ、大学敷地内での喫煙（電子タバコも含む）禁止はもちろん、大学敷地外での歩きタバコや喫煙所以外での喫煙も行わないください。

・ルールを守りましょう

本学の学生は、多くの方がルールを守り、受動喫煙防止に取り組んでいますが、最近、大学の敷地内で喫煙し、さらに吸い殻を放置している事象が多発しております。吸い殻の放置は火災に繋がります。学生の皆さんはルールを守り、喫煙しない人が受動喫煙で健康被害を受けることなく、また、全員が快適で安全に学生生活を送ることができるよう、ご協力をお願いします。 以上